

理事会規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人日本都市計画家協会（以下「この法人」という。）の理事会に関する事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この法人の理事会に関する事項は、定款に定めのある場合のほか、この規則を適用する。

(役員を選任等)

第2条 理事及び監事は、総会において正会員のうちから選任する。

2 役員のうちには、他の同一の団体の役員又は職員である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である役員の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(開催頻度)

第3条 理事会は、3か月に1回以上、開催する。

第2章 雑則

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、2020年10月16日から施行する。(2020年10月15日理事会決議)

この規程は、2022年10月20日から施行する。(2022年10月19日理事会決議)